

令和6年11月1日改訂版における主な変更内容

《取扱いが変わる点》

○電子申請に係る申請方法等の説明の追記

従来の紙での申請や変更届に代わる電子申請について、申請方法等の説明を追記しました。

(関係箇所 P. 16)

○現場に配置する技術者に係る企業集団内での在籍出向社員の取扱いについて (R6. 4. 1 変更)

一の親会社及びその連結子会社からなる企業集団に属する会社間での在籍出向社員（社会保険等を出向元に残したままの社員）について、子会社間も含めて監理技術者等として配置が認められるようになりました。

ただし、公共工事における元請の監理技術者等については、子会社間での在籍出向社員は引き続き認められていません。

(関係箇所 P. 178)

《その他の変更点》

○文言や本文体裁の調整、誤字の修正

○様式の修正

従来は一部の様式で平成と令和を選択できるようになっていましたが、今後、平成を使用することはないため、令和のみに修正しました。